

中小企業信用保険法 第2条第5項第4号認定条件・必要書類について

【対象中小企業者】

1. 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
2. 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

※新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、令和5年10月1日以降の市区町村に対する認定申請分から、その資金用途を借換に限定いたします(新規融資資金のみでの利用は令和5年9月30日で終了)。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。

【提出書類】

<input type="checkbox"/> 1 認定申請書 1通
<input type="checkbox"/> 2 月別売上表(最近1か月までの実績と、その後2か月の見込み額を記入)
<input type="checkbox"/> 3 月別売上表における最近及び前年3ヶ月間の売上高がわかる資料(決算書、月別試算表、売上台帳、売上明細書、確定申告書等の写し)
<input type="checkbox"/> 4 指定地域において1年以上継続して事業を行っていることが確認できる資料(履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの)、許認可証等の写し)
<input type="checkbox"/> 5 委任状(金融機関等による代理申請により提出する場合)

※上記の書類のほか、追加書類の提出をお願いする場合があります。

【注意事項・その他】

- 提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- 書類の不足、指定外業種、その他の諸条件により認定が受けられない場合があります。
- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。
- 指定地域と指定期間は改定されることがあります。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。

【認定窓口・お問い合わせ先】

荒尾市 産業振興課 商工・企業誘致推進室

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

TEL: 0968-63-1432 FAX: 0968-63-1158